

番 号： 160826

国 名： ベトナム

担当部署： 人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

件 名： 感染症の予防・対応能力向上のための実験室の機能及び連携強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務： 評価分析
- (2) 格 付： 3号～4号
- (3) 業務の種類： 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2016年11月下旬から2017年1月下旬まで
- (2) 業務M/M： 国内 0.50M/M、現地 0.57M/M、合計 1.07M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 17日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数： 1部
- (3) 提出期限： 11月9日(12時まで)
- (4) 提出方法： 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知： 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年11月25日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 15点
 - ③語学力 12点
 - ④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務：	各種評価調査
対象国／類似地域：	ベトナム／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 なし
- (2) 必要予防接種 なし

6. 業務の背景

ベトナム社会主義共和国（以下「同国」という）は、2003年の重症急性呼吸器症候群（SARS）、2004年の高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）、さらには2009年のパンデミックインフルエンザ（pdmAH1N1）等、様々な感染症の脅威に晒されてきた。同国政府は、「Comprehensive Development Design for the Health System in Vietnam to 2010 and Vision by 2020（邦訳：ベトナム保健システムにかかる2010年までの総合開発計画及び2020年までの展望）」において、感染症の流行防止を重点項目として掲げており、特に国内における正確・迅速な検査体制の構築を急務としている。

これまでの国立衛生疫学研究所（以下、「NIHE」という）及びホーチミン・パスツール研究所（以下、「PIHCMC」という）へのバイオセーフティレベル（以下、「BSL」という）3の実験室整備 及び2フェーズにわたる技術協力の取り組みにより、以前はWHO等の国外機関に委託していた、鳥インフルエンザウイルス等の高危険度病原体検査の確定診断をNIHE及びPIHCMCで行うことが可能となった。また、NIHE、PIHCMCを含む国内4か所の疫学研究所（NIHE、PIHCMC、タイグエン衛生疫学研究所（TIHE）、ニャチャン・パスツール研究所（PINT））、及びこれら疫学研究所が管轄する省（Province）予防医療センター（以下、「PCPM」という。）のうち10か所については、NIHEを中心とした検査機関のネットワークが構築され、バイオセーフティ及び診断技術に関する能力が一定程度強化された。

今後ベトナム全土における迅速かつ効果的な感染症防止体制を確立するためには、継続的な研修の実施並びに周辺国（ラオス、カンボジア）も含めた域内感染症対策体制の強化が必要となるが、PIHCMCは南部28省を管轄するものの、国際的には規格外である簡易型のBSL3実験室しか有していない。また北部20省を管轄するNIHEには大規模な研修実施可能な施設がなく、効率良く効果的な研修実施のための対応を行う必要がある。また、一般患者が一次医療機関を受診し疑い症例となった際、検体を安全・迅速に省医療予防センター、疫学研究所、さらにはNIHEへ移送し、適切な実験室診断を行うという保健システムにおけるラボネットワークの強化は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（以下、「UHC」という）の実現に向けても対応が必要である。かかる状況のもと、我が国に「感染症の予防・対応能力向上のための実験室の機能及び連携強化プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という）に対する要請がよせられた。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として実施するも

のである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2016年12月上旬）

- ①要請内容・背景を把握する（関連報告書等の資料、情報の収集・分析）。
- ②上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ③PDM・PO（案）（英文・和文）及び事業事前評価表（案）（和文）を検討する。
- ④他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑤ベトナム側関係機関、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑥調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2016年12月上旬～12月下旬）

- ①JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ②ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③本調査の趣旨・実施方法について、ベトナム側に説明を行う。
- ④事前に JICA ベトナム事務所を通じてベトナム側関係機関に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) ベトナムの開発計画における本プロジェクトの位置づけ
 - イ) 感染症対策に関する開発動向とベトナム側実施体制（組織・予算・人員等）
 - ウ) 他ドナー・機関による関連する援助動向
- ⑤調査団及びベトナム側と協議の上、PDM（案）（和文、英文）、PO（案）（和文、英文）の作成を支援する。
- ⑥ベトナム側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑦評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA ベトナム事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2016年12月下旬～2017年1月中旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)とし、電子データをもって提出することとする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- (2) 事業事前評価表(案)(和文、英文)
- (3) 面談記録
- (4) 収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、成田-ハノイあるいは羽田-ハノイを標準とします。国内航空券に関してはJICAベトナム事務所が手配し、現物支給とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年12月7日～2016年12月23日を予定していますが、出発が前後する可能性があります。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 技術参与 (1-2名、バイオセーフティ/実験室診断(予定))
- エ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- (ア) 空港送迎：あり
- (イ) 宿舎手配：あり
- (ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
(JICA職員等の調査期間については、原則、職員等と同乗することとなります)
- (エ) 通訳備上：あり(英越あるいは日越の通訳を備上)
- (オ) 現地日程のアレンジ：現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- (カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト(<http://libopac.jica.go.jp/>)で公開されています。

ア) 「高危険度病原体に係るバイオセーフティ並びに実験室診断能力の向上と連携強化プロジェクト（前フェーズ）」ODA見える化サイト（事前評価、中間評価、等）

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1000107/index.html>

イ) 「高危険度病原体に係るバイオセーフティ並びに実験室診断能力の向上と連携強化プロジェクト（前フェーズ）」プロジェクトWebサイト

<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/017/index.html>

②本業務に関する関連文書を、JICA人間開発部保健第二グループ保健第三チーム（TEL:03-5226-8357）にて閲覧可能とします。

- ① 「高危険度病原体に係るバイオセーフティ並びに実験室診断能力の向上と連携強化プロジェクト（前フェーズ）」終了時評価報告書
- ② 「高危険度病原体に係るバイオセーフティ並びに実験室診断能力の向上と連携強化プロジェクト（前フェーズ）」事業完了報告書
- ③ 本プロジェクト要請書

（４）その他

①複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、在ベトナム日本大使館及び同事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、在ベトナム日本大使館及び同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上